

令和2年12月10日

教育長答弁実録

（教育委員会）

（問）いじめの早期発見及び早期対応について

平成26年3月に策定した「広島県いじめ防止基本方針」において、「児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む」とあるが、これまでの取組の成果と課題、また、今後の取組方針について併せて教育長に伺う。

（答）

いじめは「どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識に立ち、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切であると認識しております。

このため、各学校におきましては、全ての児童生徒がいつでも気軽に相談ができるよう、相談窓口紹介カードを配付し、相談窓口の周知を図ることや、いじめに関する定期的なアンケート調査を児童生徒及び保護者に行うことで、早期にいじめへの対応ができたことは、一定の成果と捉えております。

一方で、いじめの早期発見のためには、日常的に、児童生徒の服装や態度、体調、交友関係など「いじめのサイン」を家庭と学校が共有することが重要であると考えておりますが、PTA等と、いじめの問題について協議する機会を設けている学校が少ないことは、課題であると受け止めております。

今後、県教育委員会といたしましては、PTA総会等の機会に、各校のいじめ防止基本方針を説明するなど、いじめに関する認識を共有した上で、家庭と学校が一体となって児童生徒を見守るなど、いじめの未然防止及び早期発見、早期対応に向けて取組を充実してまいります。